

台湾に有機表示をして酒類を輸出できるようになります！

～2024 年から輸出可能に～



2024年1月1日(月曜日)から、有機 JAS 認証を受けた有機酒類について、有機(organic)表示を付けて、台湾へ輸出できるようになります。また、台湾の制度による認証を受けた有機酒類を輸入しても、JAS 制度に基づき「有機」等と表示することができます。

1. 概要

これまで、酒類を除く有機農産物及び有機農産物加工食品については、日本と台湾との間において有機 JAS 制度に基づく輸出入がなされてきましたが、有機酒類についても、2024年1月1日(月曜日)から有機 JAS 制度に基づき輸出入できるようになります。これにより、有機食品の輸出入に係る手間等が軽減され、輸出の増大等が期待されます。

2. 日本と台湾の有機酒類の輸出入について

有機酒類に関する相互承認の内容は以下のとおりです。

(1)日本から台湾への輸出について

1.対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、日本国内で生産・加工され、有機農産物加工食品として格付がされた有機酒類

2.生産基準

有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号)

(2)台湾から日本への輸入について

1.対象範囲

台湾の制度に基づき、台湾で生産・加工された有機酒類（日本の制度で有機農産物加工食品に該当するもののみ。）

2.生産基準

有機農産品有機轉型期農産品驗證基準與其生産加工分裝流通及販賣過程可使用之物質

(Certification Standard for Organic Agricultural Products and In-conversion Agricultural Products and Allowable Substances in their Production, Processing, Packaging, Distribution, and Sale)

3. 参考

有機農産物等の輸出入に関する情報については、以下農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

4. 添付資料

有機 JAS 制度について (PDF : 240KB)

有機食品の同等性について（PDF：275KB）



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課基準認証室
担当者：酒瀬川、是枝
代表：03-3502-8111（内線 4481）
ダイヤルイン：03-6744-7139